

コロナ禍における共用部屋利用に関する規則（団体向け）

1. 共用部屋利用が可能な団体

共用部屋利用が可能な団体は、学生会館連絡委員登録があり、活動計画書が認められた団体とする

2. 禁止事項

オンラインで可能なことを主目的とした活動は禁止とする

この規則・ガイドライン・団体より提出された活動計画書を遵守しない活動は禁止とする

3. 活動可能人数

同時に利用可能な人数は換気能力などから部屋毎に学生会館運営委員会が別途定める

この利用可能人数は部室内における課外活動を目的としないものも含める

4. 活動計画書・申請書

(活動計画書)

共用部屋利用を希望する団体は学生会館委員会の定める活動内容及び感染対策を記述した活動計画書を学生会館運営委員会に提出する

(許可)

学生会館運営委員会は提出された活動計画書の審査を行い、許可不許可を決定する

(申請書)

団体は学生会館委員会の定める申請書を提出し、許可を得ることで共用部屋利用が可能になる

申請書は利用日ごとの提出を必要とする

5. 利用状況・感染拡大の状況による活動の停止

この規則・ガイドライン・団体より提出された活動計画書が守られていない場合は、学生会館運営委員会または運営委員によりこの措置を一部又は全部停止させることができる

感染拡大の状況や大学からの要請により、学生会館委員会の決定で制限緩和を停止させることができる

6. 感染者発生による利用の停止

共用部屋利用に伴い感染者が発生した場合は、その共用部屋の利用を72時間停止する

コロナ禍における共用部屋利用に関するガイドライン（団体向け）

1. 共用部屋における感染症対策

- ・間隔を 1m 以上とる
- ・必要最低限の人数で行う（各部屋の最大人数は公式サイトを確認すること）
- ・構成員同士の接触は可能な限り避ける
- ・物品の共有は可能な限り行わない
- ・物品の共有をする場合は消毒を行う
- ・可能な限りマスクの着用を行う
- ・食事を行わない
- ・共用部屋の使用後はマニュアルに沿って消毒を行う
- ・30 分に一度は換気を行う
- ・手指用の消毒液に関しては各自用意する
- ・利用前後のコンパなどは控える

2. その他の感染症対策

- ・利用の前後 1 週間は検温を行い記録する
- ・検温において「37.5 度以上が 1 日」又は「平熱より高い体温が 3 日以上続く」場合、参加しない
- ・保健所により濃厚接触者とされた者は陰性が確認されるまで参加しない
- ・健康に不安がある場合、感染が疑われる人との接触があった場合は参加しない
- ・以上を確認するための健康管理者及び連絡システムを設置する
- ・基本的にはオンラインによる活動を推奨する
- ・各活動分野において推奨されている感染症対策を活動計画書に盛り込み、遵守する
- ・東京大学の課外活動における新型コロナ感染症感染防止対策（<https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/general/policy-about-restart-of-activities.html>）を遵守する
- ・参加者全員が COCOA・MOCHA を特段の事情がない限りインストールする
- ・活動日毎に参加者を把握する

消毒に関するマニュアル

消毒の方法

(エタノールの場合)

ペーパータオルなどに薬液を染み込ませて拭き、自然乾燥させる
濡れている場合には水分を拭き取った後に行う

(次亜塩素酸ナトリウムの場合)

上に加えて、10分後に金属部分には水拭きを行う

(注意事項)

スプレーは、ウイルスを飛散させる・薬剤が体内に侵入する場合がありますので行わない

消毒を行う場所

- ・使用したもの（譜面台、椅子、机）
- ・電気のスイッチ
- ・窓の鍵
- ・ドアノブ
- ・よく手が触れる場所
- ・各個人特有の必要と考えられる場所

(注意事項)

ピアノ、電子オルガン、エレクトーンには消毒をしない

上の三点を使う際には利用前と後に手洗いと手指の消毒を行う